

「町会・自治会担当職員制度」のご案内

▶町会・自治会担当職員制度とは

- 令和4年4月から、町会・自治会と市とをつなぐ窓口として、市内にある101の町会・自治会にそれぞれ4名程度の担当職員を配置しています。
 - 担当職員は、会長または役員の方を通じて、町会・自治会の依頼や相談をお聴きします。
※個人的な相談、事務処理の代行、行事の手伝いなど対応できないものもあります。
 - 関係する担当課や行政機関などへ連絡調整を行い、スピーディーな解決に努めます。
 - 市の役立つ情報をご提供します。
- (備考) これまで通り、担当課に直接ご連絡いただく方法でも引き続きご相談いただけます。

▶担当職員の連絡先

町会長・自治会長に、担当職員の氏名、連絡先（所属の直通電話番号）をお伝えしています。業務時間内にお電話などでお気軽にご相談ください。

※町会・自治会長変更時の引継ぎなど、担当職員の連絡先等の資料が必要な場合は、魅力づくり推進課（電話：072-433-7230）までお問合せください。

▶相談実績（令和5年度） ※令和6年3月31日時点

相談件数 91件

活用町会・自治会数 29町会・自治会

相談種別	件数	相談種別	件数
安全・交通	10	町会活動	8
道路・公園	26	教育・学習	1
上下水道	2	公共施設・市営住宅	0
環境・衛生	19	防災	5
窓口・届出	2	人権	0
健康・病院	0	税	0
コロナ関連	0	選挙	0
子育て	1	広報活動	1
障害者	0	担当職員制度	10
高齢者	2	他機関	4

【次のページに相談事例を掲載しています】

【問合せ先】

貝塚市役所 総合政策部 魅力づくり推進課 〒597-8585 貝塚市畠中1-17-1

電話：072-433-7230(直通) ファックス：072-433-7233 メールアドレス：kyodo@city.kaizuka.lg.jp

▶ 令和5年度に頂いた相談等の事例

NO	種別	相談等の内容	回答・報告内容
1	道路	カーブミラーと防犯カメラの近くの樹木の枝が伸びていることへの対応。	担当（道路整備課） 担当課により現地確認をし、剪定作業を実施。
2	公園	市から管理委託を受けている児童公園の草刈りの処分について。	担当（公園緑地課） 刈り取った草を袋に入れて、その個数を公園緑地課へ報告してもらうことで、市から回収に伺う。
3	安全	横断歩道の設置について。	担当（貝塚警察署） 横断歩道の設置等については、興亜に員会が担当となるため、貝塚警察署交通課を案内。
4	防犯	町内の防犯灯が切れているので、対応を教えて欲しい。	担当課（危機管理課） 防犯灯の修理については、防犯協議会での申請を案内。
5	町会	町会が土地を購入した場合の、税金の減免について。	担当課（課税課） 固定資産税については、登記完了後、市への申請により減免対象となる。 不動産取得税については、大阪府泉南府税事務所を案内。
6	環境	自治会内の空き地の除草について。	担当課（まちづくり課） 市から地権者に連絡をし、対応を依頼している。夏場は雑草の成長も早いため、引続き地権者に維持管理を依頼する。